

○地方独立行政法人神戸市民病院機構 臨床研究審査委員会設置規程

(目的)

第1条 臨床研究法（平成29年法律第16号。以下「法」という。）における特定臨床研究および臨床研究の実施を推進するため、法第23条第1項に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院に臨床研究審査委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 設置する臨床研究審査委員会の名称は、以下のとおりとする。
神戸市民病院機構臨床研究審査委員会

(厚生労働大臣の認定)

第3条 理事長は、臨床研究審査委員会の設置にあたっては、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(組織)

第4条 臨床研究審査委員会は、法第23条第4項の要件を満たす者で構成する。
2 臨床研究審査委員会の委員は、神戸市立医療センター中央市民病院長（以下「病院長」という。）が委嘱し、又は任命する。

(運営等)

第5条 臨床研究審査委員会の運営等については、病院長が別に標準業務手順書として定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に当たり必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、令和5年3月1日より施行する。